

入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）定款第6条及び8条の規定に基づき、この法人の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する神崎郡に居住する者で、臨時のかつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの
- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、総会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たもの

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、次の各号に定める入会手続をしなければならない。

- (1) 正会員になろうとする者は、別に定める入会手続を経て入会申込書（様式第1号）をこの法人に提出しなければならない
 - (2) 特別会員になろうとする者は、入会承諾書（様式第2号）をこの法人に提出しなければならない
 - (3) 賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第3号）をこの法人に提出しなければならない
- 2 この法人の入会可否は、前項第2号の場合を除き、理事会が決定する。

(会員資格の取得)

第4条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター会費等規則に定める会費を納めなければならない。

- 2 理事長は、前項の会費を確認した上で、会員になろうとする者に入会決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(会員名簿)

第5条 理事長は入会した会員の種別ごとに会員名簿（様式第5号）に登録しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届（様式第6号）を提出して、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 第1項の退会以外の事由により会員の資格を喪失したときは、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、次の事由の場合は再入会を認めないものとする。

- (1) この法人の定款その他の規則・規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は違反行為をしたとき
- 2 再入会を希望する者は、再入会申込書（様式第7号）をこの法人に提出しなければならない。
- 3 この法人の入会可否は、理事会において決定する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、会員の入会及び退会に関して必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日において、社団法人中播広域シルバー人材センターの会員であったものは、第3条に定める入会手続きを経ることなく公益社団法人中播広域シルバー人材センターに入会したものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月14日から施行する。

入会及び退会に関する規程の特例に関する規程

公益社団法人中播広域シルバー人材センター入会及び退会に関する規程（以下「規程」という。）
第3条第2項の取り扱いについて、規程第3条第1項第1号に該当する入会申込者の入会の可否の決定について、理事会はその業務を理事長に委任する。この場合において、理事長は入会の可否の結果を直後に開催する理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。